

公 募 要 領

1. 事 業 名

運動好きな子どもを育てるための地域連携事業

2. 事業の趣旨

児童・未就学児を対象に運動好きな子どもを育てるため、総合型地域スポーツクラブ、島根県スポーツ推進委員協議会、島根県レクリエーション協会、スポーツ少年団、公民館、放課後子ども教室等の地域団体と連携し、遊びを中心とした日常生活においても気軽にできる運動で構成された内容や体を動かすことが楽しいと実感できるような“地域ぐるみ”のプログラムを提供する。

3. 事業の内容

A：年間型事業（10～20回程度）

- (1) 実施団体が主体となり、地域の関係団体と連携してプログラムを実施する。
- (2) 子どもが日常的に自ら体を動かすことを促す実践プログラムを計画的に実施する。
例：月1回プログラム(数か所)、長期休業中の集中開催も含む。
- (3) 本事業の成果に関する情報発信を行う。
- (4) その他、研修会に積極的に参加するなど必要とする活動を実施する。

B：短期型事業（3回程度）

- (1) 実施団体が主体となり、地域の関係団体と連携してプログラムを実施する。
- (2) 子どもが日常的に自ら体を動かすことを促す実践プログラムを3回程度実施する。
- (3) 本事業の成果に関する情報発信を行う。
- (4) その他、研修会に積極的に参加するなど必要とする活動を実施する。

C：イベント型事業(1回)

- (1) 総合型地域スポーツクラブ、公民館や放課後子ども教室等が主体となり運動遊びのプログラムを実施し、今後継続して活動できるきっかけづくりとして実施する。
例：イベントとして1日開催
- (2) 本事業の成果に関する情報発信を行う。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地域の子どもたちの運動遊びに関心・意欲が高い団体。
- (2) 規約を有し、かつ、適正な会計処理ができる団体。

5. 申請書類の提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 予算書（様式2）
- ③ 活動内容及び方法（別紙）
- ④ 団体規約
- ⑤ 組織表（役員表）

(2) 企画提案書の送付先

〒690-8502 松江市殿町1番地

島根県教育庁保健体育課 生涯スポーツ振興グループ

TEL 0852-22-5423

FAX 0852-22-6767

E-mail : hotai@pref.shimane.lg.jp

(3) 企画提案書の提出方法

企画提案書を作成し、必要な書類を添付して、提出期限までに郵送または持参すること。

(4) 企画提案書の提出期限

【年間型事業】 平成30年4月27日（金）

【短期型事業】 随 時

【短期型事業】 〃

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず提案書等作成者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

6. 事業規模（予算）及び採択数

A：年間型事業

事業規模：800千円（1事業あたり200千円を上限とする）

採 択 数：4件程度

B：短期型事業

事業規模：200千円（1事業100千円を上限とする）

採 択 数：2件程度

C：イベント型事業

事業規模：200千円（1事業50千円を上限とする）

採 択 数：4件程度

7. 選定方法等

(1) 選定方法

保健体育課において、提出された企画提案書にて書類選考をする。必要に応じて、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提出者に選定結果を連絡する。

(4) 事業計画書の提出

【A：年間型事業】

選出された団体は、事業計画書に併せて、市町村教育委員会教育長（安来市、出雲市においては市長）による推薦書を添付すること。

【B：短期型事業】 【C：イベント型事業】

選出された団体は、事業計画書を提出すること。

8. 契約締結

選定の結果、契約予定者と事業計画書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、提出者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

9. スケジュール（予定）

【A：年間型事業】

公募締切：平成30年4月27日（金）

審 査：平成30年5月上旬

契約締結：平成30年5月中旬

契約期間：契約締結日から平成31年3月10日まで

【B：短期型事業】【C：イベント型事業】

公募締切：随時

審査：随時

契約締結：随時

契約期間：契約締結日から平成31年3月10日まで

10. その他

事業実施にあたっては、契約書等を遵守すること。